

令和 7 年度 一 共第 108 号漁業権漁場 口開要領

一 共第 105 号、第 106 号（専属）、第 108 号（重茂入会）の鮑、たこ、いわのり等の口開けについて、次のとおり決定しましたので操業に当たっては、遺憾のないようにご留意下さい。

令和 7 年 10 月 20 日

関係組合 宮古漁業協同組合、重茂漁業協同組合

区 分	口 開 期 間 及 び 採 捕 日	操 業 時 間	漁 具
あ わ び	1. 期 間 11 月、12 月の 2 ヶ月間 2. 採捕日 11 月 3 回 〔但し、口開けは 1 日から 29 日までの間とする。 11 月に口開出来ない場合は、12 月に繰り越す事が出来る。〕 12 月 2 回 3. 採捕個数の制限条件 ・ 1 隻最高 200 個（殻長 9 センチメートルを超えるもの）を 限度とする。 ・ 組合員 2 名乗船の場合も、1 隻最高 200 個を限度とする。	11 月中 午前 6 時 30 分～午前 10 時 30 分まで 12 月中 午前 7 時～午前 10 時 30 分まで	鏡、あわびかぎ、はずれたも（内径 15 cm 以下） 上記の他にたこの漁具とする。 （上記の他の漁具とは、二本かぎ、いさり、やす、柄の長さ 2m 以内の四本かぎ）
	【附帯事項】 1. 1 月は、11 月、12 月の口開け回数の如何にかかわらず原則として口開けしない。 2. 口開日は、関係組合の日和見人の意見を聞きかつ関係組合の同意を得て会長が決定する。 3. 口開決定後は鏡の使用を禁ずる。口開け中止となった場合、その決定が口開け日の前日、当日にかかわらずその日は鏡止めとする。 4. 操業開始、操業終了の時刻は関係組合の理事・総代並びに漁業監視員の旗揚げ又は、サイレン合図によるものとする。 5. 操業船は、必ず登録番号、色別を船の両舷に表示し、漁協（地区）毎の船番号を色帯の中に黒色をもって明示すること。 （崎山＝赤色、鯨ヶ崎＝黄色、宮古＝桃色、磯鶏＝青色、高浜・金浜＝橙色、白浜＝緑色、重茂＝白色） 6. 出漁時刻は、11 月は午前 5 時 30 分以降とし、12 月は午前 6 時以降とする。 7. 関係組合は監視を特に厳重にすることとし、監視船を出動させ監視並びに検査に当たるものとする。監視船の標旗は上部赤、下部白の 2 色旗とする。 なお、必要に応じ海上保安署員又は警察官を乗船させることとする。 8. 関係組合の組合員が採捕したあわびの陸揚げは委員会設置規程第 15 条に定める場所に限るものとする。 9. 作業中といえども短尺物を採捕所持している者は、違反者としてあわび漁業違反制裁規程により処分することとする。 10. 曳船は採捕に支障をきたさないよう漁場外に投錨繫船すること。 11. 操業終了時刻は厳重に守ること。 12. 風日和の急変により口止めする場合は、午前 4 時までに決定通知すること。但し、止むを得ない場合はこの限りでない。 13. 操業中、漁場を移動する場合は減速して航行すること。 14. むき身が 9cm 以下のあわびを所持した場合は、殻長違反とする。 15. 採捕個数の制限条件に違反した場合は、あわび漁業違反制裁規程により処分することとする。		

区 分	口 開 期 間 及 び 採 捕 日	操 業 時 間	漁 具	
な ま こ	本年度のあわび最終口開日以降で最初に到来する日曜日または水曜日より口開けする。但し、最終口開け日は令和 8 年 3 月 31 日までとする。	日の出より正午まで 但し、代表組合が必要と認めたときは初日の開始時刻を定めることができる。	鏡、二本かぎ、 三本かぎ、たも	採捕サイズは 100 g 以上とする。 「たも」の目合いは 2 寸目（6 cm）以上とする。
た こ	周年開放	日の出より正午まで	鏡、二本かぎ、いさり、やす （特に四本かぎの使用を認める。柄の長さは 2m 以内に限る。）	
いわのり	令和 8 年 1 月 10 日から同 6 月 30 日まで開放 （但し、くぼがい（つぶ）は 5 月 31 日までとし、販売は 6 月 10 日までとする。）	日の出より日の入りまで 但し、代表組合が必要と認めたときは初日の開始時刻を定めることができる。	手つみ・貝がら	⇒（たも輪の直径は 9 cm 以内、柄の長さは 5m 以内とし、鏡の使用は正午までとする。）
ま つ も			小 刀	
ひ じ き			小 刀	
ふ の り			手つみ・貝がら	
くぼがい （つぶ）			鏡 ・ た も	
ちがいそ （すっけいこ）			小 刀	
す じ め （ぞうか）			小 刀	
つのまた			小 刀	
てんぐさ			鏡、突金（てんぐさ突）	鏡の使用は正午までとする。
ほんだわら			鏡、ねじり棒、鎌	⇒（鎌の柄の長さは 2m 以内とする。）
え む し	周年開放	日の出より正午まで	鏡、二本かぎ、三本かぎ	漁獲制限、自家用だけとし絶対に転売しない事。
い が い	令和 8 年 4 月 1 日から同 5 月 31 日までの間に凧、日和、潮時を勘案して口開けする。	その都度決定する。	突手、手カギ	漁獲制限、一隻ヨコタ簗 1 ヶ以内とする。（自家用消費のみ）
【特記事項】 1. 他の漁業のための鏡の使用は、周年、日の出より正午までとする。 2. あわび・うに・わかめ・こんぶの口開け日は、口開け終了時刻以降は鏡止めとする。 3. あわび・うに・わかめ・こんぶの口開け中止となった場合、その決定が口開け日の前日、当日にかかわらずその日は鏡止めとする。 4. 一共第 106 号漁場のいわのり・まつもの口開けに限り期間及び採捕日は、別とする。 5. 体重 2 kg 未満のミズダコは再放流する事。又、体重 2 kg 未満の死タコの持ち帰り、販売も禁止する。 6. 津波警報・津波注意報が発令されたならば、操業を中止し、直ちに避難すること。 7. 操業禁止区域 一共第 105 号：宮古港内の出崎防波堤突端の元赤灯台と出崎埠頭防波堤突端を結んだ線の内側海域。（周年・全種目） 一共第 106 号：磯鶏・木材港内のヨットハーバー施設右側の木材港防波堤突端から、真東に南防波堤を見通した線の内側海域。（周年・全種目）但し、一部海域のみ、なまこの採捕は可能とする。				